年金額等に関する重要なお知らせを受給権者の方々に発送する予定です

- ・平成18年度の新年金額のお知らせ
- ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給可能性のお知らせ
- ・現況届の今後の取扱いに関するお知らせ
- 1 平成17年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率はマイナス0.3%となりました。年金額についても現役世代の負担とのバランスの観点から、前年の消費者物価が下落した場合には、それに合わせて引き下げるよう法律で定められております。

このため、O. 3%引き下げた平成18年度の年金額を年金額改定通知書で、年金受給権者の皆様にお知らせいたします。

〇送付する通知書

年金額改定通知書約3,529万件

〇送付時期

平成18年5月29日から6月7日にかけて順次送付予定

### <参考>平成18年度の年金額の見込み

(月額)

	平成17年度	平成18年度
国民年金	66, 208円	66,008円
〔老齢基礎年金:1人分〕		(△200円)
厚生年金	233, 300円	232, 592円
大婦2人分の基礎年金を		(△708円)
含む標準的な年金額		(Δ/08円)

- (注) 厚生年金は、夫の平均的収入(平均標準報酬 36.0 万円) で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準
- ※新しい年金額は平成18年4月分から適用され、受給者には6月から支給 されます。(4月及び5月の2か月分支給)

2 法律改正により平成18年4月から、65歳以上の方は「障害基礎年金」と「老齢厚生年金(退職共済年金)」または「遺族厚生年金(遺族共済年金)」とをあわせて受けることができるようになりました。受給する年金を変更されることにより受給額が高額となる場合がありますので、現在受けている年金の組合せの確認が必要な方々にお知らせを送付いたします。

約7万人の方に5月中旬より順次送付する予定

3 現在、受給者の現況届については、年1回、受給者からの現況届(はがき)を提出いただくことにより実施していますが、受給者サービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、平成18年10月(12月生まれの方から省略の対象)より、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して現況確認を実施することとしました。

現況届は年金を受給するための重要な届書であることから、事業を円滑に進めるため、受給者への事前の広報として、平成18年5月(6月生まれの方)~10月(11月生まれの方)に送付する現況届に「事前周知のリーフレット(別添参照)」を同封することとしました。

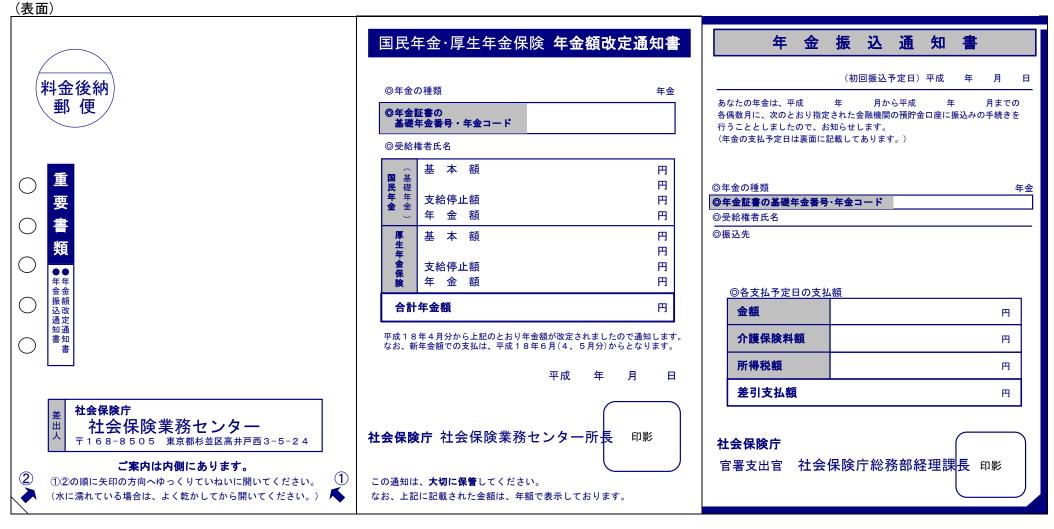
約168万人の方(6月生まれの方)に6月初旬に送付する予定 その後も各月毎に順次送付する予定

※ インターネットを活用した年金個人情報の提供サービスについて本年3月31日からご利用受付を開始しました「年金個人情報提供サービス」につきましては、多くのお申込み(4月末現在51,649件)をいただきご利用に必要な「ID・パスワード」の発行が、当初予定しておりました2週間程度を相当経過して、ご迷惑をおかけしております。1日でも早くお客様のお手許にお送りし、24時間365日いつでもご自身の年金加入状況を閲覧いただけるよう努力いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

年金をお受けになっている方の年金相談のお問い合せは、 『ねんきんダイヤル』 0570-07-1165へ!

受付時間はAM8:30~PM5:00(土・日・祝日を除く)

### 国民年金 · 厚生年金保険 年金額改定通知書



#### 国民年金·厚生年金保険 年金額改定·年金振込通知書



#### お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!

ナビダイヤル。

●年金をお受けになっている方の年金相談● イ イ ロウゴ 【**受付時間**】

0570-07-1165 (大阪日本院) (大阪日本院) (大阪日本院) (大阪日本院) (大阪日本院) (大阪日本院(大阪日本院) (大阪日本院(大阪日本院) (大阪日本院) (大阪

※ 電話がつながらない場合は最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

- ◎『ねんきんダイヤル』は、お客さまからの電話を全国の年金電話相談センター等の うち、回線の空いているところにおつなぎいたします。
- ◎通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。
- ※電話機の設定やPHSなど、電話機によってはご利用いただけない場合がございます。その際はお手数ですが他の電話機でおかけ直しいただくか、最寄りの社会保険事務所または年金相談センターをご利用くださいますようお繭い申し上げます。

#### ●65歳以上で障害基礎年金の受給権をお持ちの方へ●

平成18年4月から「**障害基礎年金**」と「**老齢厚生年金**または**遺族厚生年金**」をあわせて受けることができるようになりました。あわせて受けるためには手続きが必要となりますので、詳しくは上記『ねんきんダイヤル』にお電話いただくか、最寄りの社会保険事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

お問い合わせの際は、**年金証書の基礎年金番号・年金コード**をお忘れなく!

#### 不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

- ◎社会保険庁(社会保険業務センター、社会保険事務局及び社会保険事務所)では、銀行口座を指定して現金の振込みを依頼したり、指定の住所に現金の郵送を依頼したり、年金受給者宅等を訪問して、預貯金通帳やキャッシュカードをお預かりすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。
- ◎年金証書や預貯金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には十分注意してください。なお、「独立行政法人福祉医療機構」、「国民生活金融公庫」及び「沖縄振興開発金融公庫」において、年金を担保とした融資を行っています。
- ※不審な電話等があった場合は、社会保険業務センターまたは最寄り の社会保険事務所までお問い合わせください。

CY. 社会保険行动—4个会社体单数计例でる届现 ency. Social learning to a series of the serie

#### 年金額改定通知書について

【平成18年度の物価スライド後の年金額について】

◎改定後の基本額は次のとおりです。

平成18年度の基本額 = 平成17年度の基本額×0.997 平成17年平均の全国消費者物価指数が前年を0.3%下回ったため、平成18年度の基本額は、平成17年度の基本額を0. 3%

引き下げた額とする改定が行われました。

[1-0.003(0.3%)=0.997]

- ◎改定後の基本額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成17年度の基本額に0.997を乗じて得た額と完全に一致するものではありません。
- ◎厚生年金基金から年金を受給されている方へ

ΗU

¥

+6

匣

厚生年金基金から年金を受給されている方の年金額は、国から支給される年金額と厚生年金基金から支給される代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から0.3%引き下げられる改定が行われることとなりますが、厚生年金基金の代行部分は、物価スライドによる改定が行われないため、国から支給される年金額からその引き下げ分が差し引かれます。

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方社会保険事務局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た 後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から 3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な 理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴 えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内 に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。た だし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提 起できません。

※物価スライドなどの制度に対する不満は審査請求の対象となりません。

#### 年金振込通知書について

年金の支払予定日は偶数月の15日です。 ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、 その直前の金融機関の営業日となります。 平成18年度分の支払予定は次のとおりです。

平成18年

平成19年

- ・ 6月15日(4月、5月の2か月分) ・ 2月15日(12月、1月の2か月分)
- ・ 8月15日(6月、7月の2か月分) ・ 4月13日(2月、3月の2か月分) ・ 10月13日(8月、9月の2か月分)
- ・12月15日 (10月, 11月の2か月分)
- ①年金振込通知書に表示されている期間が1年に満たない方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ②この通知書は、年1回のお知らせとなります。 ただし、支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ③基礎年金(付加年金を含む。) とあわせて支給される厚生 年金保険の支払がある場合は、支払額を合算して記載して います。
- ④支払額は、法律により端数処理がされますので、その合計額は年金額改定通知書の年金額と一致しない場合があります。
- ⑤住所等を変更された場合は最寄りの社会保険事務所または 年金相談センターへ届出が必要です。
- ⑥年金を受けている方が亡くなられた場合は、遺族等の方が 最寄りの社会保険事務所または年金相談センターへ届出が 必要です。

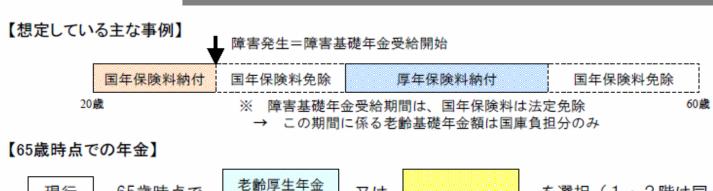
#### 介護保険料額の徴収に関するお知らせ

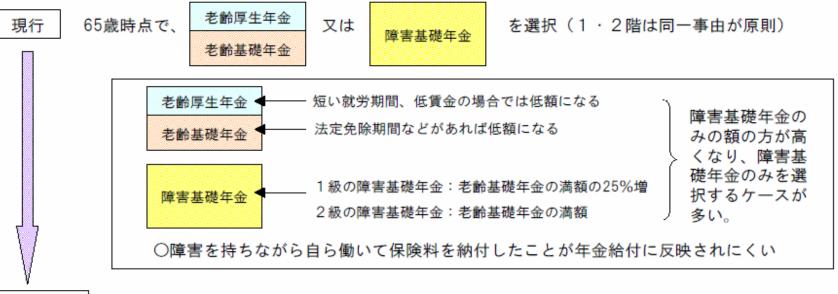
介護保険料額は年金から特別徴収する金額を記載しています。 この金額は、市町村から別途通知される(されている)通知書 により確認してください。なお、介護保険に関するお問い合わ せは、住所地の市町村にお願いします。

### 障害年金の改善

(障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組み)

【平成18年4月~】





改正後

- ◎障害を有しながら働いたことが評価される仕組みとする。
- → 障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を認める。

老齡厚生年金

障害基礎年金

# 来年以降、現況届の提出が原則不要となります (このチラシは事前のお知らせです)

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して 受給者の皆様の現況確認を行うこととしました。

これにより、あなたの『年金受給権者現況届』の提出は、今回が最後になります。

### 現 行

① 誕生月の初め頃に現況届を本人あて送付



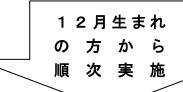
② 誕生月の末日までに現況届を提出



③ 引き続き年金を支給



社会保険庁 (社会保険業務センター)

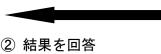


年金受給者

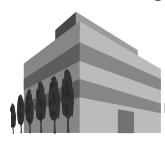
# 変 更 後



① 受給者の現況確認 を依頼



住民基本台帳 ネットワークシステム







社会保険庁 年金受給者

③ 現況確認できた方は 引き続き年金を支給

裏面もご覧ください

(社会保険業務センター)

社 会 保 険 庁

## ご注意ください

例外としまして、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行えない方につきましては、今後も現況届の提出が必要となります。

### (主な例)

- ・当庁で保有している本人基本情報(氏名、性別、生年月日、住所)と 住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを 確認できない方(※)
- ・ 外国籍(外国人登録)の方
- ・外国に居住している方
  - (※)該当者につきましては、平成18年10月以降、随時、社会保険 庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付す る予定としております。また、平成18年10月以降に社会保険 事務所に届出を行うことにより、住民票コードが確認できた場合 は、現況届の提出が不要となります。

加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります

- 1. 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方につきましては、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要となります。
- ※『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時止まります。
- 2. 障害の程度の確認につきましては、医師による診断書が必要となりますので、 障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要 となります。
  - ※診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まります。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ! 0570-07-1165